

あさぎり町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

1 地域型保育事業について

地域型保育事業（以下「家庭的保育事業等」といいます。）は、3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる事業であり、次の4類型があります。

類型	内容
家庭的保育事業 (5人以下)	家庭的な雰囲気のもとで少人数を対象に保育を実施する。保育者の居宅等にて保育を行う。
小規模保育事業 (6人～19人)	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を実施する。規模に応じて次の3つの類型が想定されている。 ・A型（保育所の分園に近いもの） ・B型（保育所の分園と家庭的保育の中間的なもの） ・C型（家庭的保育に近いもの）
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳幼児の居宅にて保育を実施する。
事業所内保育事業	企業が主として従業員へ子育て支援策として実施する。地域の保育を必要とする乳幼児にも保育を提供する。

2 家庭的保育事業等の認可基準について

家庭的保育事業等の認可基準については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第61号）」にて国が定める「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」の区分により定める必要があります。

類型	基準の対象となる事項
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業等に従事する者の資格とその数 ・家庭的保育事業等の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保、秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関するもの（例：差別的取扱いの禁止、虐待の禁止、個人情報の保護等）
参酌すべき基準	上記以外の事項（保育室及びその面積については、地域の実情に応じて、公的空間の活用などを容易にするため、保育所等とは異なり、参酌すべき基準とされています。）

【家庭的保育事業】（※）従：従うべき基準、参：参酌すべき基準

項目	国の基準（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第61号））	※	町の基準
保育従事者	（家庭的保育者） 町長が行う研修（町長が指定する県知事その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者 （家庭的保育補助者） 町長が行う研修を修了した者	従	国の基準のとおり
職員数	乳幼児3人につき1人（家庭的保育補助者を置く場合は、5人につき2人）	従	国の基準のとおり
設備 ・ 面積	保育室等 ・保育を行う専用の部屋 ・乳幼児1人3.3㎡以上。部屋の面積自体は9.9㎡以上必要（3人を超えて保育を行う場合は、乳幼児1人につき3.3㎡を加えた面積であること。） ・保健衛生上必要な採光、照明及び便所 ・火災報知器及び消火器	参	国の基準のとおり
	屋外 遊戯場 同一敷地内に幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近の代替地でも可）。満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡		
給食	方法 自園調理 調理業務を全部委託することも可。連携施設等からの搬入可	従	国の基準のとおり
	設備 衛生的な調理設備		
	職員 調理員 調理業務の全部を委託する場合及び連携施設等から搬入する場合は不要		
耐火基準等	建築基準法の上乗せ規制なし	参	国の基準のとおり
連携施設	連携施設の設定が必要 （連携の内容） ・集団保育の体験、家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育内容の支援 ・代替保育の提供 ・就学前までの連携施設での受入れ ただし、離島その他の地域であって、連携施設	従	国の基準のとおり

	の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。)を行う事業者等については、この限りでない。		
嘱託医	嘱託医(連携施設と同一の嘱託医への委嘱可)	従	国の基準のとおり

【小規模保育事業】

①小規模保育事業所A型

項目		国の基準(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第61号))	※	町の基準
保育従事者		保育士 保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことも可	従	
職員数		乳児おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人 上記により算定した職員数に1人を追加配置する。特例地域型保育給付の対象となる満3歳以上の児童の場合は、認可保育所と同等の職員数とする。	従	国の基準のとおり
設備 ・ 面積	保育室等	満2歳未満1人につき3.3㎡以上 満2歳以上1人につき1.98㎡以上 ・便所	参	国の基準のとおり
	屋外遊戯場	同満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡(付近の代替地でも可)		
給食	方法	自園調理 調理業務を全部委託することも可。連携施設等からの搬入可	従	国の基準のとおり
	設備	調理設備		
	職員	調理員 調理業務の全部を委託する場合及び連携施設等から搬入する場合は不要		
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり 保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火建築物又は準耐火建築物であること。乳幼児が出入し、又は通行する場所に転落事故を防止する設備を設けること。	参	国の基準のとおり

連携施設	連携施設の設定が必要（5年間の経過措置あり）（連携の内容） ・集団保育の体験、家庭的保育事業者に対する相談、助言その他の保育内容の支援 ・代替保育の提供 ・就学前までの連携施設での受入れ	従	国の基準のとおり
嘱託医	嘱託医（連携施設と同一の嘱託医への委嘱可）	従	国の基準のとおり

②小規模保育事業所B型

項目	国の基準（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第61号））	※	町の基準
保育従事者	保育士 町長が行う研修（町長が指定する県知事その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者 保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことも可。保育従事者のうち半数以上は保育士とする。	従	
職員数	乳児おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人 上記により算定した職員数に1人を追加配置する。特例地域型保育給付の対象となる満3歳以上の児童の場合は、認可保育所と同等の職員数とする。	従	国の基準のとおり
設備 ・ 面積	保育室等 満2歳未満1人につき3.3㎡以上 満2歳以上1人につき1.98㎡以上 ・便所 屋外遊戯場 同満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡（付近の代替地でも可）	参	国の基準のとおり
給食	方法 自園調理 調理業務を全部委託することも可。連携施設等からの搬入可 設備 調理設備 職員 調理員 調理業務の全部を委託する場合及び連携施設等から搬入する場合は不要	従	国の基準のとおり
耐火基準等	建築基準法の上乗せ規制あり 保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火建築物	参	国の基準のとおり

	又は準耐火建築物であること。乳幼児が出入し、又は通行する場所に転落事故を防止する設備を設けること。		
連携施設	<p>連携施設の設定が必要（5年間の経過措置あり） （連携の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団保育の体験、家庭的保育事業者に対する相談、助言その他の保育内容の支援 ・ 代替保育の提供 ・ 就学前までの連携施設での受入れ 	従	国の基準のとおり
嘱託医	嘱託医（連携施設と同一の嘱託医への委嘱可）	従	国の基準のとおり

③小規模保育事業所C型

項目	国の基準（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第61号））	※	町の基準
保育従事者	<p>（家庭的保育者） 町長が行う研修（町長が指定する県知事その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者</p> <p>（家庭的保育補助者） 町長が行う研修を修了した者</p>	従	国の基準のとおり
職員数	乳幼児3人につき1人（家庭的保育補助者を置く場合は、5人につき2人）	従	国の基準のとおり
設備 ・ 面積	<p>保育室等 満2歳未満1人につき3.3㎡以上 満2歳以上1人につき3.3㎡以上 ・ 便所</p>	参	国の基準のとおり
	<p>屋外遊戯場 同満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡（付近の代替地でも可）</p>		
給食	<p>方法 自園調理 調理業務を全部委託することも可。連携施設等からの搬入可</p>	従	国の基準のとおり
	<p>設備 調理設備</p>		
	<p>職員 調理員の全部を委託する場合及び連携施設等から搬入する場合は不要</p>		
耐火基準等	<p>建築基準法の上乗せ規制あり 保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火建築物又</p>	参	国の基準のとおり

	は準耐火建築物であること。乳幼児が出入し、又は通行する場所に転落事故を防止する設備を設けること。		
連携施設	連携施設の設定が必要（5年間の経過措置あり） （連携の内容） ・ 集団保育の体験、家庭的保育事業者に対する相談、助言その他の保育内容の支援 ・ 代替保育の提供 ・ 就学前までの連携施設での受入れ	従	国の基準のとおり
嘱託医	嘱託医（連携施設と同一の嘱託医への委嘱可）	従	国の基準のとおり

【居宅訪問型保育事業】

項目	国の基準（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第61号））	※	町の基準
保育の内容	障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等保育を提供する必要性が高いと認められる乳幼児に対する保育など	従	国の基準のとおり
保育従事者	（家庭的保育者） 町長が行う研修（町長が指定する都知事その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者 （家庭的保育補助者） 町長が行う研修を修了した者	従	国の基準のとおり
職員数	乳幼児1人につき1人	従	国の基準のとおり
連携施設	乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設を確保しなければならない。	従	国の基準のとおり

【事業所内保育事業】

①保育所型事業所内保育事業（利用定員20人以上）

項目	国の基準（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第61号））	※	町の基準
保育従事者	保育士 保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすこ	従	

		とも可		
職員数		乳児おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人 満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人 満4歳以上満たない児童おおむね30人につき1人	従	国の基準のとおり
設備 ・ 面積	保育室 等	満2歳未満乳児室：1人につき1.65㎡以上、ほふく室：1人につき3.3㎡以上 満2歳以上1人につき1.98㎡以上 ・医務室、便所	参	国の基準のとおり
	屋外遊 戯場	同満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡（付近の代替地でも可）		
給食	方法	自園調理 調理業務を全部委託することも可。連携施設等からの搬入可	従	国の基準のとおり
	設備	調理設備		
	職員	調理員 調理業務の全部を委託する場合及び連携施設等から搬入する場合は不要		
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり 保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火建築物又は準耐火建築物であること。乳幼児が出入し、又は通行する場所に転落事故を防止する設備を設けること。	参	国の基準のとおり
連携施設		連携施設の設定は不要	従	国の基準のとおり
嘱託医		嘱託医	従	国の基準のとおり

②小規模型事業所内保育事業（利用定員19人以下）

項目	国の基準（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第61号））	※	町の基準
保育従事者	保育士 町長が行う研修（町長が指定する県知事その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者 保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことも可。	従	

職員数		乳児おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人 満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人 満4歳以上満たない児童おおむね30人につき1人	従	国の基準のとおり
設備・面積	保育室等	満2歳未満1人につき3.3㎡以上 満2歳以上1人につき1.98㎡以上 ・便所	参	国の基準のとおり
	屋外遊戯場	同満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡（付近の代替地でも可）		
給食	方法	自園調理 調理業務を全部委託することも可。連携施設等からの搬入可	従	国の基準のとおり
	設備	調理設備		
	職員	調理員 調理業務の全部を委託する場合及び連携施設等から搬入する場合は不要		
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり 保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火建築物又は準耐火建築物であること。乳幼児が出入し、又は通行する場所に転落事故を防止する設備を設けること。	参	国の基準のとおり
嘱託医		嘱託医	従	国の基準のとおり